

奈良県告示第二百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十九年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
西野 翔馬	大和治療院 大和高田市東三倉堂町一八― 二七	平成二十九年六月七日
森村 葵	大和治療院 大和高田市東三倉堂町一八― 二七	平成二十九年六月七日
清水 要昭	アリンコてくてく鍼灸院 宇陀市榛原萩原二六四―一	平成二十九年八月一日
中村 瞳	やまと鍼灸整骨院 大和高田市磯野東町一―一〇 上田ビル一階	平成二十九年九月一日
池田 勉	からだ元気治療院大和高田店 大和高田市大字市場三五二番 地	平成二十九年九月四日
松木 拓郎	訪問鍼灸たく 香芝市狐井一〇〇―九	平成二十九年九月二十九日